

# 災害時における支援活動に関する協定書

千葉県匝瑳市

一般社団法人 八日市場青年会議所



## 災害時における支援活動に関する協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と一般社団法人八日市場青年会議所（以下「乙」という。）は、匝瑳市内外において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、原則として災害時において、甲の協力要請に基づき、乙が地域貢献活動の一環として協力を行う際に、被災地の状況を的確かつ迅速に把握し、円滑に総合的な救援活動を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 前条の協力要請は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に「協力要請書」（第1号様式）により要請を行うものとする。ただし、書面により難しい場合は、口頭により要請を行うものとし、事後に速やかに書面にて通知する。

（協力範囲）

第3条 乙は、前条の要請に基づき、乙の持つ組織力や機動力、千葉県内外に広がる会員ネットワーク、各種関係団体（以下「関係機関」という。）とのつながりを生かし、状況に応じて次に掲げる協力を行うものとする。

- （1）被災地の状況とニーズの把握
- （2）救援物資等の調達、募集及び受付
- （3）前号の救援物資等の仕分け、輸送及び供給
- （4）専門的な知識や技能を活用した総合的な救援活動
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動

2 前項に掲げる乙の活動に対し、甲は当該活動に必要な行政機関との連絡調整及び広報等の支援を行うものとする。

（費用）

第4条 支援物資等の供給に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時から連絡先及び担当者名を「連絡担当者届」(第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の普及及び啓発)

第6条 乙は、災害発生時の活動を円滑に行うために、平常時から乙の会員及び関係機関に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月26日

甲 匝瑳市八日市場ハ793番地2

匝瑳市

匝瑳市長 太田 安規

乙 匝瑳市八日市場イ2403番地

一般社団法人 八日市場青年会議所

理事長 渡辺 信義

第1号様式（第2条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人八日市場青年会議所  
理事長 様

匝瑳市長 太田 安規

協 力 要 請 書

災害時における支援活動に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 協力要請

要請内容	数量等	備 考

2 その他（特記事項）

第2号様式（第5条関係）

連絡担当者届

【 匝瑳市 】

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
F A X		

※連絡先は、担当課である総務課消防防災班とする。

【一般社団法人 八日市場青年会議所】

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
F A X		